

平成19年度  
第1回高松市香川地区地域審議会臨時会  
会 議 録

と き：平成19年7月12日（木）

と ころ：高松市香川町農村環境改善センター 2階大ホール

<p>平成19年度 第1回高松市香川地区地域審議会臨時会 会議録</p>
--

1 日時

平成19年7月12日（木） 午後1時30分開会・午後3時09分閉会

2 場所

高松市香川町農村環境改善センター 2階大ホール

3 出席委員 14人

<p>会長 初瀬 恭次郎</p> <p>副会長 中原 弘</p> <p>委員 植松 一夫</p> <p>委員 北中 ヤエ子</p> <p>委員 佐藤 博美</p> <p>委員 谷 良政</p> <p>委員 辻 善教</p>		<p>委員 土居 正則</p> <p>委員 長尾 光喜</p> <p>委員 二川 幹生</p> <p>委員 松野 秀樹</p> <p>委員 御厩 武史</p> <p>委員 山田 義治</p> <p>委員 山本 宏美</p>
---	--	---

4 欠席委員 1人

<p>委員 川田 安宣</p>		
-----------------	--	--

5 行政関係者

<p>企画財政部長 岸本 泰三</p> <p>企画課長補佐 秋山 浩一</p> <p>企画課企画担当課長補佐 板東 和彦</p> <p>企画課企画担当課長補佐 和田 安富</p>		<p>市民部次長 地域振興課長事務取扱 久利 泰夫</p> <p>地域振興課主幹 村上 和広</p> <p>地域振興課長補佐 加茂 富義</p>
---	--	--

6 事務局（香川支所）

支所長	岡 弘 司	支所課長補佐	柏 敏 城
支所課長	藤 井 敏 孝	管理係主任主事	澤 田 敏 男
支所課長補佐	三 好 和 則		

---

7 オブザーバー

高松市議会議員	大 塚 茂 樹
高松市議会議員	今 井 健 二

8 傍聴者 なし

# 会 議 次 第

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 議 事

高松市新総合計画（仮称）基本構想（素案）について

4 その他

5 閉 会

午後 1時30分 開会

## 会議次第1 開会

○議長（初瀬会長） 皆さん、こんにちは。

それでは、お待たせをいたしました。

予定の時刻が参りましたので、ただいまから「平成19年度第1回高松市香川地区地域審議会臨時会議」を開催いたします。

委員の皆様方、また市関係職員の皆様には、何かと御多忙中のところ御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、本日の会議につきましては、当初、勉強会ということで予定をしておりましたけれども、高松市の方から地域審議会開催の依頼がございまして、急遽、臨時の審議会の開催の運びとなったものでございますけれども、審議会の開催の前に、私の方から市当局にお尋ねをいたしたいと思っております。

本日の臨時審議会の開催は、市当局から事前に相談もなく、一方的に開催の通知がありましたけれども、地域審議会の運営に関する協議の第7条2項には、会議の開催として、臨時会につきましては「委員総数の3分の1以上の委員から開催請求があったとき、会長が召集します。」とこのようにありますけれども、今回はこの条文によらず、臨時の審議会が開かれましたが、このあたりの事情につきまして、市当局から御説明をいただけたらと思います。

よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○久利市民部次長 市民部地域振興課の久利でございます。

先ほどの会長からのお尋ねでございます本日の臨時会の開催につきまして、少し御説明をさせていただきたいと思っております。

座って説明させていただきます。

今回の会議の開催につきましては、先の定例会におきまして、企画課の方から、いわゆる基本構想、高松市の新たな総合計画に代わります基本構想について、御説明の予定を申しあげたかと存じます。

私ども地域振興課の方から御説明いたしますのは「香川地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議」、いわゆる規約でございますが、先ほど初瀬会長からお話がありました7条の規定で見ますと、臨時会の開催の旨の規定がございません。これは、御

承知のように「毎年度2回開催するものとし」というふうに第1項で記載されておりました、これは、おおむね2回は定例会的に開催されるという趣旨を示しております。

会議は、基本的には市長の附属機関でございますので、市長からの諮問なり、あるいは意見を求めるということに依りまして、審議会の開催を会長さんの方に要請をしまして、会長さんの方で招集をしていただくという手続になります。

これ以外には、会議のいわゆる議題によりまして、臨時的に開催をお願いする場合がございます。こういう場合には、年2回ということ以外の道としては、市長の方から審議会の会長さんの方に会議の開催を要請するという事で開いていただくこととなります。

一方、この規約の第7条の2項に書いておりますのは、逆に地域の方からも議題を示しまして、委員さんの3分の1以上の発議で開催することができる、つまり行政からのお願いすること以外に、地域からも開催することができるという趣旨を書いてございます。

したがって、今回につきましては、高松市の方からこの基本構想について、これを議題に会議の開催をお願いするという事で要請をいたした次第でございまして、今後この地域審議会、香川地区の地域審議会において、委員さんからの発議によりまして、開催するという道はあるということにございまして、今回に限って申しあげますと、市からの要請でお開きをお願いしたということにございまして。

よろしくお願いたします。

○議長（初瀬会長） どうもありがとうございました。

ただいま、次長さんから、今回の経過につきまして御説明をいただきましたけれども、我々地域審議会と市当局とは、まちづくりのいわば車の両輪でございまして、互いに信頼し、共に協力しあってこそ、建設計画の円滑かつ着実な推進ができるものでございます。市当局も、今後そのあたりをお含みいただきまして、また、委員の皆様におかれまして、今後とも格別の御協力を賜りますようお願い申しあげます。

それでは、本日の会議に移りたいと存じますけれども、当初予定をしておりました勉強会につきましては、この地域審議会の閉会后、少し休憩を取りまして、引き続き行いたいと存じますので、御協力のほどよろしくお願い申しあげます。

本日の会議でございますが、川田委員さんは所用により欠席されておまして、15名の委員中14名の出席となっておりますので、「本審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議第7条の4」によりまして、会議を開催したいと存じます。

この地域審議会の議長でございますが、「本審議会の設置並びにその組織及び運営に関する

る協議第7条の3」によりまして、会長が議長となることとなっておりますので、私の方で努めさせていただきます。

### **会議次第2 会議録署名委員の指名**

○議長（初瀬会長） それでは、まず、会議録への署名委員さんを指名させていただきたいと存じますが、本委員会の名簿順にお願いすることとしておりまして、今回は、長尾委員さんと二川委員さんのお二人にお願いをいたしたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

### **会議次第3 議事**

○議長（初瀬会長） 続きまして本日の議題1、現在策定中の「高松市新総合計画（仮称）基本構想（素案）」について、市企画課より御説明をお願い申し上げます。

はい、どうぞ。

○秋山企画課長補佐 企画課の秋山でございます。よろしくをお願いいたします。

座って説明をさせていただきます。

それでは、説明にちょっと先立ちまして、一言お断りを申し上げます。

今回、冒頭、初瀬会長さんがおっしゃいましたように、開催につきまして非常に厳しい日程で、急な開催となりましたことを、まずはお詫びを申し上げます。今後このようなことがないように十分注意をして対処して参りたいと存じますので、よろしくをお願い申し上げます。

それでは、説明をさせていただきます。

事前に皆様方の方に、高松市新総合計画（仮称）基本構想（素案）といった、こういった冊子を送らせていただいております。こちらの方を見ていただきたいと思います。

皆様お持ちでいらっしゃいますか。

それでは、説明をさせていただきます。

まずは素案の説明の前に、総合計画につきまして、これまでの策定経緯などを簡単に説明をさせていただきます。

本市では、平成20年度スタートの新しい総合計画につきまして、平成18年6月から策定作業を始め、このたび、この6月に基本構想（素案）として取りまとめたところございます。この素案につきましては、本年2月に提出されました高松まちづくり100人委員会からの提言なども踏まえる中で、施策体系の検討を行い、大西新市長就任後、市長の Manifesto などを踏まえて、施策体系等を見直した上で、基本構想（素案）として取り

まとめたところでございます。なお、この素案につきましては、現在、市のホームページ、また支所・出張所などを通じまして、パブリック・コメントを実施しておりますところでございます。

それでは、基本構想について御説明をいたします。

今回、時間に限りがありますので、この素案の冊子69ページ全部を御説明することはちょっとかないませんので、ポイントを絞らせていただきまして、説明をさせていただきたいと存じます。

それでは、まず表紙をめくっていただきたいと存じます。

目次がございます。そちらを御覧ください。

目次でございますように、大きく「序論」と「基本構想」、そして次のページに参りまして「地域別まちづくり」、そして「総合計画の推進」と4つの部分から構成されております。まず「基本構想」部分の前段で、序論として「計画策定の目的」、「計画の名称」、そして「構成・期間、対象区域」のほか、「なぜ、このような基本構想を作成したのか」という点を明らかにするために、社会経済情勢と地域を取り巻く環境の変化をとらえた「時代の潮流」、そして本市の現状を分析した「現況と特性」など、基本構想策定に当たっての前提となる要件を述べてございます。

それでは、資料に従いまして、内容を御説明させていただきます。

まず資料1ページをお開きください。

1でございます「総合計画策定の目的」でございます。

内容は、記載のとおりでございます。

2でございます「総合計画の名称」でございます。

総合計画の名称は、第5次高松市総合計画「〇〇〇」とすることとしております。この部分は未定稿でございます。「〇〇〇」の部分でございますが、多いのは、たとえば何とかプランでございますとか、何とかビジョンとかいうものが多いんですが、名称につきましては現在検討中ございまして、未定稿ということでしております。原案作成までには定めていきたいと考えております。

次に、2ページを御覧ください。

「総合計画の構成」でございます。

総合計画は、「基本構想」および実施計画でございます「まちづくり戦略計画」、この2つで構成することとしてございます。なお、表の欄外に※がございます。

各行政分野ごとに、いろいろな中期計画などを多数作成しておりますが、これらにつきましては、基本構想を具体化する分野別の計画として位置付けるものでございます。

なお、下側には「基本構想」と「まちづくり戦略計画」、また「中期計画」や「合併地区の建設計画」との関係を図として示してございます。

次に、3ページでございます。

4の「総合計画の期間」でございます。

基本構想の期間は、平成20年度から平成27年度までの8年間でございます。

また、まちづくり戦略計画、実施計画のまちづくり戦略計画の期間は3年間としてございます。そして、2年ごとに見直しを行うローリング方式といたしまして、平成20年度から平成22年度までの第1期まちづくり戦略計画を定めまして、以後4期までの計画を策定することとしております。ただし、4期目は期間の関係で2年間ということでございます。下側には、それを図で示しております。

次に、5でございます「総合計画の対象区域」、こちらは記載しておりますとおり高松市域全域、ただし必要に応じて市域外についても含めるものとしております。

次に、4ページをお開きください。

6の「時代の潮流」でございます。

新しい高松市が持続的に発展していくためには、社会経済情勢や地域を取り巻く環境など時代の潮流を的確にとらえ、まちづくりを進めていく必要がありますが、ここではこの時代の潮流を、記載の(1)の「人口減少、少子・高齢社会の到来」から、6番目でございます「安全・安心の確保」など6つの項目に整理をしております。

次に、6ページをお開きください。

7の「現況と特性」でございます。

本市の課題を明らかにするため、本市の現状を分析したものでございます。(1)「人口動態」、そして次の7ページ(2)の「地方分権の進展」、そして(3)の「安全、安心の確保」、それから9ページでございます(4)の「協働のまちづくり」、そして(5)の「拠点性の確保と交流人口」まで、高松市の現況と特性、様々なデータをこちらの方で表してございます。このデータにつきましては、また目を通していただいたらと存じます。ここで申しますと、6ページから14ページまでが「現況と特性」ということで示させていただいております。

それでは、15ページを御覧いただきたいと存じます。

8の「まちづくりの基本的考え方」でございます。

これは、本市を取り巻く社会環境の変化や市民ニーズを踏まえまして、記載しております5つの視点を、まちづくりに当たっての基本的な考え方とするものでございます。

5つございます。(1)は「ソフトの重視」、そして2番目は「拡大基調からの転換」といたしまして、「コンパクトで、持続可能な都市づくりを目指すもの」としております。(3)が「州都機能の確保と交流人口の拡大」、そして(4)が「地域コミュニティを軸としたまちづくり」ということで、参加型社会としての地域自治を拡充する上で、その基礎単位となる地域コミュニティ、これは重要な鍵を握るものでございまして、地域コミュニティの位置付けを明確にしながら、地域コミュニティを軸としたまちづくりの展開を目指すものとしてございます。(5)は「地域の未来と活力を支える人づくり」というこの5つの考え方、5つの視点が、まちづくりの基本的な考え方として位置付けてございます。

それでは、次にページをめくっていただきまして、基本構想本体の説明をさせていただきます。

17ページをお開きください。

まず、1でございます「目指すべき都市像」でございます。

これも「未定稿」ということになってございます。先ほどの計画の名称と同様に現在検討中ではございまして、原案策定時にはお示しさせていただきたいと存じます。

次に、2でございます「まちづくりの目標」でございます。

目指すべき都市像を実現していくために、1番目の目標といたしまして、「心豊かな人と文化を育むまち」から6番目の「分権型社会にふさわしいまち」の6つのまちづくりの目標を掲げてございます。

次に、3番でございます「施策の大綱」でございますが、これは、ただいまのまちづくりの6つの目標の実現に向けまして、施策を展開していくための考え方を「施策の大綱」として定めたものでございます。なお「施策の大綱」を取りまとめるに当たりましては、新市長のマニフェストに掲げる政策・施策の反映と、そして「人口減少、少子・高齢社会の到来」や「協働のまちづくり」など、先ほど御説明をいたしました「時代の潮流」に、的確に対応できるまちづくりに留意したものでございます。

次の、18ページを御覧ください。

18ページから後につきましては、まちづくりの目標ごとに、目標を実現するための政策・施策の体系を表で示してございます。

まず、18ページでございます。

1 番目のまちづくりの目標でございます「心豊かな人と文化を育むまち」でございます。5つの政策と14の施策で構成しております。主に教育分野、人づくりの分野の計画ということで位置付けております。そして最後の「地域に根ざした文化芸術の創造と振興」につきましては、文化・芸術分野ということで整理をしております。

次に、19ページでございます。

2 番目の目標でございます「人と環境にやさしい安全で住みよいまち」でございます。4つの政策と18の施策で成り立っております。環境、それから生活環境、水問題、安全・安心の分野でございます。

続きまして、20ページをお開きください。

3 番目の目標でございます「健やかにいきいきと暮らせるまち」としてあります。健康・福祉分野ということでございます。ここでは、3つの政策がございまして、上からまず子育てでございます。そして健康、そして福祉と、それぞれ3つの政策の下には9つの施策が構成されてございます。

次に、21ページでございます。

4 番目の目標は「人がにぎわい活力あふれるまち」でございます。政策では、観光・コンベンションでございます。そして産業振興、そして就業環境づくり、最後に交流の促進の4つの政策とその下に7つの施策を掲げてございます。

続きまして、22ページでございます。

5 番目の目標は、「道州制時代に中枢拠点性を担えるまち」としてあります。5つの政策と7つの施策からなっております。

同じく22ページでございます。

6 番目の目標は、「分権型社会にふさわしいまち」でございます。2つの政策と4つの施策からなっております。このうち、最初の政策でございます「コミュニティを軸とした協働のまちづくり」につきましては、地域コミュニティなど市民の自発的活動をいかし、それぞれの役割分担を明確にしながら、共に市政を推進していくことが求められておりますことから、新たに政策として「コミュニティを軸とした協働のまちづくり」と明確に位置付けをしたものでございます。また、次の政策「社会の変革に即応した行財政運営」におきましては、行政改革のほか、県などとの連携の推進を施策として掲げてございます。

以上が施策体系でございますが、これらの政策・施策に基づきまして、それらを実現するための具体的な事業を実施していくわけでございます。これらの事業につきましては、

今後、この基本構想に合わせまして策定作業を進めております、いわゆる実施計画でございます「まちづくり戦略計画」の中に、具体的に盛り込まれることとなっております。

次に、23ページを御覧ください。

23ページからは、まちづくりの目標ごとに施策の大綱を記載してございます。

大綱の説明に入ります前に、この構成・記載の仕方について、まず御説明をいたします。

23ページ、こちらを例として御説明を申し上げます。

23ページは、最初のまちづくりの目標でございます「心豊かな人と文化を育むまち」ということですが、目標の下に枠囲みの欄がございます。これは、ここでのまちづくりの目標に対する取組の総括を記載してございます。その下に、ひし形の黒い四角を付けた幾つかの固まりがございます。ここでは政策ごとに、その政策に係わる「現況と課題」、そしてその「対応方針」を記載しております。

次に、24ページをお開きください。

下の方に大きく「政策」という見出しがございますが、これは体系に示させていただきました政策ごとに、その政策を実現するために、一体どのような施策を展開していくかということ、ここに具体的に文章で記載しております。本日は、この政策の部分に絞って、ちょっと簡単に御説明させていただきたいと存じます。

まず、①でございます政策の1つ「基本的人権を尊重する社会の確立」でございます。内容は記載のとおりでございます。施策といたしまして「人権を大切に作る社会づくり」、そして「平和を大切に作る社会づくり」、この2つを掲げてございます。

②でございます。25ページでございますね、②「男女共同参画社会の形成」ということでございます。

③でございますが、「生きる力を育む教育の充実」ということでございます。主に学校教育の部分の施策ということで示させていただいております。その下にある施策といたしましては「学校教育の充実」、そして「学校教育環境の整備」、「家庭教育の向上」、「青少年健全育成」、「子どもの安全確保」、そして「高等教育の充実」ということになってございます。

続きまして、④でございます「心豊かな生涯学習社会の形成」ということで、主に生涯学習の推進につきまして掲げてございます。

次に26ページをお開きください。

⑤の「地域に根ざした文化芸術の創造と振興」でございます。これは「文化芸術ホール等を活用して優れた文化芸術に触れる機会の拡充や人材の育成・支援など、市民の自主的、

創造的な文化芸術活動を推進します。」ということにしております。「また、文化芸術の整備と機能の充実、文化芸術を創造する環境づくりを推進いたします。また、長い歴史と伝統に育まれ、伝承されてきた文化財の保存と活用に努める」こととしてございます。

次に27ページでございます。

2つ目の目標「人と環境にやさしい安全で住みよいまち」でございます。この部分の政策部分の御説明をいたします。28ページをお開きください。

まず、①でございます。①は「環境と共生する持続可能な循環型社会の形成」でございますが、環境分野の政策を掲げてございます。

②でございます「豊かな暮らしを支える生活環境の向上」でございますが、こちらは「生活道路」、そして「公園の整備」、「緑地の保全を始め、良好な居住環境の整備や地籍調査の推進など、生活基盤の整備・充実を図る」ことといたしてございます。また、「下水道・合併処理浄化槽の整備を図るとともに、港湾・漁港の整備や河川・水路環境の保全に努めるなど、都市基盤の充実・強化を図ります。」ということといたしてございます。

次に、29ページでございます。

③「水を大切にすまちづくり」ということで、水問題に関わる政策をこちらの方に掲げてございます。その下の④「安全で安心して暮らせる環境の整備」でございますが、安全・安心のまちづくりに関わる政策・施策をこちらの方で掲げてございます。

続きまして、30ページをお開きください。

30ページは、3番目の目標でございます「健やかにいきいきと暮らせるまち」でございますが、こちらは次の31ページの方にそれぞれ政策を記載しております。

まず、①でございます「子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」ということでございますが、「子どもの居場所づくりを進めるとともに、子どもの権利擁護に努めるほか、母子保健医療対策の充実を図ること」等々をこちらの方に記載をしてございます。

次に、②の「健やかに暮らせる環境づくり」でございますが、こちらでは、たとえば施策といたしまして「健やかに暮らすための健康づくり」、いわゆる健康分野でございますが、そちらを示してございます。また、「市立病院の整備や監視指導などによる医療機関等の適正な運営の確保など、市民が安心できる医療体制の充実を図ること」などを記載してございます。

続きまして、32ページでございます。

③の「いきいきと共に暮らせる福祉環境づくり」でございますが、いわゆる地域福祉の

分野の政策をこちらの方でお示しをしております。

続きまして、33ページでございます。

33ページは、4番目の目標でございます「人がにぎわい活力あふれるまち」でございますが、次の34ページの方に、各政策の方を記載しております。

まず、①でございます「魅力あふれる観光・コンベンションの振興」ということで、施策といたしましては「地域性豊かな特色ある観光資源の創造」、そして「観光客誘致や交流の推進」を施策として掲げてございます。

次に、②でございます「地域を支える産業の振興・地域経済の活性化」でございますが、こちらは「中央商店街のにぎわいづくりや企業の誘致・交流を推進するとともに、中小企業等の育成と振興、流通機能の強化に努め、商工業の振興と地域経済の活性化を推進すること」といたしております。「また、農林水産物の生産振興を図るとともに、生産体制の強化、生産基盤の整備、グリーン・ツーリズム事業など、交流・体験活動の促進に努め、農林水産物の振興を図ります。また、庵治石や松盆栽、漆器など特産品の育成と振興に努めるとともに、効果的な情報発信を行うなど、高松ブランドの確立に向けた取組を推進する」としてございます。

次に、35ページでございます。

③の「安定した魅力ある就業環境づくり」ということで、就業環境の向上に関する政策、施策を示しております。

次に、④でございます「人が行きかう多彩な交流の促進」でございますが、「国際化への対応と地域間交流を推進する」ための施策を展開することをこちらに記載しております。

次に、36ページでございます。

36ページは、5番目の目標でございます「道州制時代に中枢拠点性を担えるまち」でございますが、次の37ページの方にそれぞれの政策を記載しております。

まず、①といたしまして「拠点性を発揮できる都市機能の形成」でございますが、「拠点性を高める交通網の整備」とか、「中心市街地の活性化」を施策として掲げてございます。

次に、②の「快適で人にやさしい都市交通の形成」でございますが、こちらの方では、「公共交通の利便性の向上」でありますとか、「自転車利用の環境づくり」これらを施策として掲げてございます。

次に、③でございます。38ページでございます。

③の「計画的な市街地の形成」でございますが、これは「コンパクトで持続可能な集約

型都市の構築に向け、計画的な市街地の形成を図るため、都市計画制度等の的確な運用により、適正な土地利用を推進するとともに、旧市域や合併地区の地域特性をいかした、地域における拠点性の確保を図ります。」ということを示してございます。

次に、④でございます「魅力ある都市空間の形成」でございますが、こちらは「地域に即した都市景観の創出」ということで示しております。

次に、⑤でございます「高度情報通信社会に対応できる拠点機能の強化」でございますが、「地域情報化の推進」ということで施策を示してございます。

それでは、次に、39ページを御覧ください。

39ページは、6番目の目標でございます「分権型社会にふさわしいまち」でございます。まず、下の方でございます①の「コミュニティを軸とした協働のまちづくり」でございますが、「コミュニティを軸とした協働のまちづくりを進めるため、地域コミュニティ組織の充実や活動の支援、活動拠点の整備・充実を図り、地域コミュニティの自立・活性化を支援する」ということといたしております。また「市民・NPO・企業・行政等がそれぞれの特性をいかしながら、共通の課題に取り組む多様なパートナーシップによるまちづくりを推進します。」ということとしてございます。

次に、②でございます。40ページでございますね、「社会の変革に即応した行財政運営」でございますが、こちらでは「簡素で効率的な行財政システムの構築を図ること」といたしまして、連携の推進も含めて施策を示させていただいております。

以上が、「施策の大綱」ということで、こちらの方に示させていただいております。

続きまして、41ページを御覧ください。

41ページからは「主要指標」といたしまして、「人口指標」や「産業・経済指標」を記載しております。このうち、41ページの「人口指標」につきましては、先に公表されました国の「社会保障・人口問題研究所」の人口推計と同様の方法で推計したものでございまして、新しい総合計画の最終年次でございます平成27年と、以後5年ごとに、平成62年、2050年まで推計したものでございます。上側の図が総人口でございまして、図を見てわかりますように、本市の総人口でございまして、今後、全国の傾向と同様に減少が続きまして、図によりますと総合計画の期間の最終年次である平成27年には40万9,000人、そして平成42年には37万2,000人、2050年、平成62年には29万8,000人と、30万人を切るというような推計が出ております。また年齢階層別では、平成62年には平成17年と比べまして、15歳未満および15歳以上65歳未満の

人口がおおむね半数となるのに対しまして、65歳以上の人口はおおむね1.5倍になると推計されておりました、少子・高齢化が一層進行するものと予測されております。

以上が、「主要指標」でございます。

次に、ちょっと飛びますが、44ページをお開きいただきたいと存じます。

5の「土地利用構想」でございますが、この「土地利用構想」につきましては、現在、計画の見直しを行っております「都市計画マスタープラン」との整合性に留意する中で検討を進めておりますが、御覧のように(2)の「将来の都市構造の基本方針」と、次ページにございます「将来都市構造のイメージ」につきましては、まだ現在のところお示しできる段階では無いということから、素案の段階では「未定稿」とさせていただきます。

44ページの(1)では、「将来都市構造の基本的な考え方」につきまして記載しておりますが、前段部分で基本的な考え方について述べておりました、後段で具体的な取組について述べておるところでございます。最後の段落のところでございますように、「具体的」から後でございますが「具体的には、中心部での都市機能の集約を図るとともに、各地域が特徴をいかながら、地方中核都市ならではの都市的利便性と自然的環境を享受できる都市の実現に向け、都市計画の地域地区制度等の活用による、適正かつ合理的な土地利用の規制・誘導を図るとともに、都市機能の拡散につながるような郊外でのインフラ整備の抑制など、公共投資を効果的、効率的に行うほか、公共交通の利用促進に努め、高松市にふさわしい、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めます。」ということとしてございます。

次に、46ページをお開きください。

「地域別まちづくり」と「総合計画の推進」でございますが、これは基本構想の中では、46ページにございますように総括的な記述とさせていただきます。この後の部分で、それぞれ詳細に記載していくこととしております。

それでは、次の「地域別まちづくり」を御覧いただきたいと存じます。

見出しのページをめくっていただきまして、47ページを御覧ください。

まず、「地域別まちづくり」における「地域区分の目的と考え方」をこちらに記載してございます。記載にございますように「地域区分は、地域の特性や課題を整理する中で、各地域のまちづくりの方向性を示すことにより、市民と協働して、個性と特色あるまちづくりを進めるためのもの」であります。本市では、現行計画でも地域区分を設定し、地域別まちづくりの考え方を示す中で、相互に整合性のとれた特色あるまちづくりを進めてまいりましたが、平成16年5月に、線引き制度の廃止を含む新しい都市計画制度が施行され

るとともに、平成17年度の近隣6町との合併によりまして、市域が著しく拡大するなど、地域を取り巻く環境は大きく変化しております。このようなことから、現在、見直しを行ってございます都市計画マスタープランにおける地域区分の考え方との整合性を始め、地域の現状と課題、そして地理的形狀、歴史的つながりなどを総合的に勘案いたしまして、それぞれの地域の活性化を図りながら、地域間の有機的な連携により、お互いの個性と特色を相乗的に高めていくエリアを設定することといたしましたものでございます。

次の48ページを御覧ください。

48ページは、ただいま御説明しました考え方に基づき設定したエリアでございまして、高松市域全域を、「都心地域」、「中部地域」、「東部地域」、そして「西部地域」、「南部地域」の5つのゾーンに区分をするものでございまして、それぞれのゾーンは、境界部分では御覧のように重なりあっております。現行計画におきましても地域区分を設定しておりますが、旧高松市域を、男木・女木地区を除いて6つの地域に区分しております。このたび、合併により新たに合併町6地域が加わりましたが、単純にプラスしますと12地域となりますことから、今回、地域区分の設定に当たりましては、先ほども申しあげました「都市計画マスタープランにおける地域区分の考え方との整合性を始め、地域の現状と課題、地理的形狀、歴史的つながりなど」のほか、合併地区との有機的な連携により、お互いの潜在力を相乗的に高め、高松市全体の一体感を醸成していける地域として、この5つのエリアを設定したものでございます。

次に、49ページを御覧ください。

49ページからは、それぞれ地域別にまちづくりの考え方を示してございます。本日は、逐一の説明は省略をさせていただきますが、各地域のまちづくりの方向につきましては、現行計画における地域別まちづくりの考え方や、昨年度、旧高松市域において実施いたしました地域コミュニティ協議会のヒアリングや、地域別懇談会での意見、コミュニティプラン、また、合併地区につきましては、建設計画なども踏まえまして取りまとめたものでございます。本日は、この香川地区の地域でございます「南部地域のまちづくり」につきまして、その方向性を御説明いたしたいと存じます。

54ページをお開きいただきたいと存じます。「南部地域」でございます。

「南部地域」といたしまして、(1)ということで「地域の特性と課題」を整理してございます。そして(2)といたしまして、こちらに南部地域での「交通の現況」、これを整理してございます。それから、(3)の「まちづくりの基本コンセプト」につきましては、現在検討中

でございます。そして(4)が「まちづくりの方向」というところで、その地域のまちづくりの方向性をこちらの方で示してございます。合併地区につきましては、基本的にはこの一番最後でございますが、56ページのスの欄でございますが、「塩江地区・香川地区・香南地区のまちづくりは、建設計画に基づいて推進します。」ということをごちの方で示させていただきます。

続きまして、その後でございます「総合計画の推進」でございますが、こちらは57ページの方でございますように、「未定稿」とさせていただきます。内容といたしましては、現総合計画の進行管理の方法等について記述をすることといたしております。

以上、基本構想（素案）につきまして、非常に簡単ではございますが、御説明をさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○議長（初瀬会長） はい、どうもありがとうございました。

ただいま秋山補佐さんから、高松市新総合計画の基本構想につきまして説明がありましたけれども、この議事につきまして、御質問・御意見をお受けいたしたいと思っております。

なお、時間の関係もございしますので、御質問・答弁につきましては、できるだけ簡潔に願いをいたしましたらと思っております。

それでは、よろしく願いをいたします。

どうぞ、御発言をお願いいたします。

はい、佐藤委員さん。

○佐藤委員 佐藤です。

この新総合計画の基本構想（素案）について、あらかじめ目を通して参りました。その中でですね、私が気が付いたといいますか、気に掛かるところを申しあげます。

まずですね、全体を通したことなんですが、やはり市の中心部を中心とした考え方が主なところですね、合併されたところに対する文章の配慮だとか、そういうようなことがちょっと欠けているような気がしました。具体的に申しますと33ページになりますが、「人がにぎわい活力あふれるまち」というのがございます。その中で「本市は、」云々とありまして、「屋島などの歴史的・自然的観光資源に恵まれています。」というところがあるんですが、やはり旧の高松市内の史跡等を列挙しているだけでして、たとえば合併町の「高松空港」であるだとか、それから「塩江温泉郷」であるとかですね、それから国分寺町につきましては、国の特別史跡である「国分寺跡」があるとか、庵治・牟礼についてもです

ね「舟かくし」であるとか、そういう歴史的な地名であるとか、重要物があるとかいうのが、ここに記載されていないということがちょっと気に掛かりますので、そういうのもですね、是非、全体として取り入れていただきたい。と言いますのは、高松は御存知のとおり瀬戸内海には面していますけれども、南へ行きますと徳島との県境がございます。そこまで自然と接している広範囲なところがございますので、それをやはりこの中にですね、きちっと網羅していただきたい、配慮をいただきたい、ということをおもいました。

それから、昨日も党首討論がございまして、その中で総理が言っていましたけれども、2011年にはプライマリーバランスを黒字にするということをおっしゃっていました。ということは、2007年ですから4年です、もうそういうふうにして国の財政を建て直すんだ、実行するんだ、という決意に聞き取れました。それで、今高松市でもですね、行財政改革推進委員会というのがございまして、これは19年度から3年間掛けまして、いろいろな点で、人減らしであるとか、それから不要な施設であるとか、いろいろと全体を見直してですね、特に必要なものについては残すけれども、不要な部分はもう無くしていこうというようなことで、行財政改革を部局ごとに競争原理も取り入れた形でやっています、私もその委員の一人として、今勉強をさせていただいています。そういう中でですね、私が気になりますのは、今、高松市役所の本庁に一極集中して、そのままで、その状態のままで、人減らし、それからいろんな施設の削除であるとか、そういうことだけを考えて言っているのかということです。やはりこれは高松に住んでいる人間というのは、各所にございまして、私もこの南部で生まれ育った人間といたしまして、やはりこの土地には愛着がございまして、それで市の行政マンとしてもですね、当然、自分が住んでいる土地には愛着がございまして、端的に申しますと、塩江から川東まで来るのに25分でございます。ここから高松まで行くのに30分です。植田から高松まで行くのに40分です。このような中でですね、是非ですね、高松の本庁は本庁で統括をして、中心部として機能していただいて、この南部地区の総合支所化を図っていただきたい。これはやはり地理的な条件から申しましても、その施設の整備状況から申しましても、この香川支所というのは、どこにも劣らないと私は思います。それでこれと同じように、高松の東の庵治・牟礼と言いましたら牟礼になるんでしょうか、西になりましたら国分寺、その辺りですね、総合支所化を図っていただきたい。

この総合計画の中でですね、ページのこれは48ページになりますが、この中の「地域別計画エリア」にございまして、市街地のところを「都心地域」というふうに表示されて

います。それから我々の地域はですね、「南部地域」ということで表示されてまして、その中間がですね「中部地域」ということで表示されています。東部・西部はこれでよろしいんですが、私が思いますのは、建設計画とちょっと違ったところが出てきています。端的に申しますと、市街化をどんどんどんどん進めて行くというところは、この中で言いますと「都心地域」ということになると思いますが、この「中部地域」というのは中間地域としてですね、市街地にも行けるし、南部地域にも行けるんだというところですね、そのいろんなメリットがある、そういうところだと思います。それで「南部地域」としては、私個人の考え、受け取り方とか感覚とかで申しますと、もう一宮、仏生山、それから多肥とか川島とか円座とか、あの辺りもやはりこれからは少子高齢化等も進んで参りますし、いろんな行事をやって行く上においてもですね、高松の南部地区の核としてのその交流ということから考えましてもですね、どんどんこちらの方にも呼び込めるんじゃないかと、それで住民票であるだとか、いろんな防犯とかですね、安全・環境についてもですね、本庁の方では中核をやっていただいて、こっちの南部の方では総合支所化でしていただくと、そしてそれを早くやらなければですね、並行してやらないと、そういう機構の改革も並行してやらないと、財政の改革だけではね、ちょっと、私はいけないと思います。この時代についていけないと思いますので、是非ですね、この総合支所化をやっていただきたいと思います。

時間の関係もありますが、かまいませんか。

○議長（初瀬会長） はい、どうぞ。

○佐藤委員 時間の関係もありますが、ちょっと長くなりましたけれども、総合支所化と出張所、それから本庁との機構の再編ということも併せて、行財政の改革とも併せて、これも今から取り組まないともう遅いと思いますので、支所の人数を減らして、それから新たに何年度からやりますということでは、これは遅いです。と言いますのは、やはり住民感情というものもございまして、合併してですね、我々も校区連合自治会であるとか、コミュニティとか文化祭とかということで、いろいろとその合併のメリットとかいうことを訴えて参りました。ところが、やはりその住民サービスの機能が低下したということになりますと、それからいろんなところで、合併町のところで、いろんなその目に見える形で不便さを感じますと、「やっぱり合併していかんかったんか」というところの住民感情はどうしても出て参ります。高松市は合併することによって、一体となって大きくなって行くんだと、更には道州制を目指した時に、きちんとしたまとまりのある高松市であるというこ

とで、アピールできるような「まち」にするためにはですね、市民と行政が一体となってやっていると、その上では、やはり行政サービスも十二分に、十全に受けられるんだという体制づくりをですね、是非これも取り入れて、この中にですね、うたっていただきたいと思います。それが、高松市の新総合計画基本構想、これ以降の8年間の中では、まったく欠落している部分だと思います。それを是非前面に出していただきたいと思います。

以上です。

○議長（初瀬会長） はい、どうもありがとうございました。

今のことにつきまして、市の方から何かございましたら。

はい、どうぞ。

○秋山企画課長補佐 まず私の方からは、佐藤委員さんがおっしゃられました1番目の部分でございますが、合併されたところの文章の配慮等が欠けているのではないかと、そう言った御意見でございます。今回の佐藤委員さんの御意見も踏まえるとともに、実はこの日曜日から、各地域、高松市内25地区を、この総合計画の素案につきまして、皆様方に御説明をするとともに、市長と市の幹部が参りましてですね、いわゆる市民と市長との対話集会を開催することといたしております。そういった各地域の御意見をいただく中で、この総合計画の基本構想（素案）の文章等につきましてもですね、その意見をいただく中で、調整していくということは考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

○岸本企画財政部長 企画財政部岸本でございます。

佐藤委員さん、一杯言っていただいてありがとうございます。ただいまの御意見は、総合支所化ということが、ひとつ焦点になっているかと思えます。

高松市といたしまして、この総合支所という概念をどうしていくかということにつきましては、ここでお示ししているような地区別計画と申しますか、というようなエリアを想定していますと、というようなところからちょっとお含みいただいたらと、ですからこういうふうにするということは、今まだ言える段階ではございません。また、そういうところまではいっておりません。ここで地区別のエリアを設定していると、その持つ意味ということになるかと思えますので、今後、どのような本庁と支所機能が良いのかということにつきましては、早急に検討していくことにはいたしております。

それともう一点、行政サービスの向上というのか、低下しないようにというのを全面に打ち出せということかなと思いますけれども、これなかなか、その部分だけを取り出すというのも、この総合計画上はですね、ちょっと難しい面がございます。ということは、

出すとしたら行財政改革計画の中で、住民サービスというのをこう考えて行きますというようなことになろうかと思えます。

この総合計画の基本構想というのは、まあどちらかといえば、夢を語る部分みたいなどころがございます。それで市としては、こういうようなことを想定した上でまちづくりを進めて行きます。そのまちづくりについての具体的な部分についてはですね、まちづくり戦略計画の中で明らかにして行きます。このまちづくり戦略計画というのは総合計画の実施計画になりますので、具体的にはそこで取り上げて行く。もう少し申しますと、合併時の建設計画につきましては、今まで総合計画の実施計画というような位置付けで、18・19年度の実施計画を作っていたかと思いますが、御要望があったらというようなことで申しあげてきました。今までの総合計画というのは、32万ベースでできています。新しい総合計画は、いわゆる42万ベースで作ってます。32万ベースの時にも主要事業計画というものがあつたんですけれども、これはあくまでも32万ベースやと、残りが合併地区の方の建設計画があつたので、その実施計画というのを作つたと、今度のまちづくり戦略計画というのは、42万ベースの実施計画になるから、その中に全部含んで行きますとこういう考え方になります。したがって、そこでいろいろ施策なりというのが出てくるということになります。

それと、行財政改革計画につきましてもちょっと触れていただいたのですが、プライマリーバランスということから言いますと、高松で考えますと、今は黒字です。黒字ですということは、借りるよりも返す方が多いということです。借金は減っていつてる状態です。ただ、今の国の財政を見ますとですね、つい最近もありましたけれども、800兆円からの借金があると、片や一般会計は50兆円ぐらいですから、まあ実にもものすごい借金があるということをお分かりいただけたらと思います。それらを国としてどうしていくのかというのが、先ほどの話であつたかと思えますけれども、まずは国ベースのところではプライマリーバランスを黒字化にしないと、今でもまだ借金が増えていつてる状態ということですから、それはそれで国ベースでやっていただくと、市ベースでは、そういう行財政改革計画をするということは、3年間で70億円削るというようなことを言ってますけれども、というようなことをしていつて、はじめて次の施策というんですか、それに回せる財源なり何なりを確保していかんだらいいかん。今想定しておりますのは、今想定されてる事業をするとうなりますというのが、今の行財政改革計画であります。そのところを何とか抑えていかんと、次のことが考えられない。考えられないというか、次へ打ち出して行け

ないと、こういうことだろうと思っております。

すべてお答えをしたかどうか分かりませんが、以上でございます。

○佐藤委員 よろしいですか。

今のところで、本庁、総合支所、それから出張所の再編、機構の再編ということで、私提案を申しあげたんですが、今のお答えでありますと、都市計画マスタープランで、エリア別の出てきた分ですね、きちんとしたその時点で考えて、市としてもまったく考えてないわけではないということで、考えておりますということをおっしゃったんですが、それと基本構想は夢を語るということをおっしゃったんですが、どちらにしましても、これは避けて通れない、避けて通るべきでない道だと思うんですよ。ですから都市計画マスタープランでも提言、まだ提言まで行っていませんけれども、検討されていますように、市民の方ですね、やはりいろんな思いを聞きますとね、やはり本庁があつて、東があつて、西があつて、南部の核というのはこれ皆さんおっしゃいます。市長との対話集会のことが新聞にも載っていましたが、やはりそういうことを言われる方は一杯おるんですよ。ですからそれを市民の声だということで取り上げていただいて、うたえるものであればですね、もう速やかにうたいこんで、もう計画していくというか、皆さんに知っていただいて、そういう風な方向に進むんだという方向付けもしていただいて、是非これはですね、そういう方向でやっていただきたいと思います。

○議長（初瀬会長） どうぞ、辻委員さん。

○辻委員 よろしいですか。

辻と申しますけれども、総合計画についてですね、これ資料をいただいて、中身をちょっとまあ一応、一巡は見たんですが、特にですね、「土地利用構想」ということで、「将来都市構造の基本的な考え方」ということで、44ページにちょっと掲載をいただいておりますけれども、都市構造の基本的な考え方のところですね、まあ具体的には中心部の都市機能を強化するということが、そこに集約するということが、周辺部のところについてはですね、都市機能の分散、いわゆる拡散につながることで、郊外でのインフラ整備を抑制すると、こういうことを言われるとですね、我々の住んでる地域はですね、新しく高松市に合併した、まあ言うなれば衛星都市的な思いがあるんですけども、そういった郊外についてはですね、都市機能を抑制するということが、非常に踏みつけた言葉であり、考え方であると、ちょっと厳しいようではございますけれども、都市機能というのはですね、やっぱり都市に住めばですね、都市機能というのは、非常に、インフラは大事なものです。

道路や下水について、私はずーっと過去から言っとるんですけども、下水道とか交通とか環境とかは、生活に本当に必要な最低限の都市機能です。そこのところをですね、抑制するという言葉は、非常に辛いんです。これ住民がよくよくそこを見るとですね、そういう気持ちになると思うんです。だからこれを公言として堂々とそれをうたっているというのは、非常に辛い思いがするんです。まあこの頃、わりとコンパクトシティ、コンパクトシティと言うてですね、まあ中心市街地の高松市でも、A街区・B街区・G街区とか、ああいうところはものすごくPRばかりしてですね、中心部へ寄ると、それでもこの頃郊外はですね、大型店は何ぼですか、1万坪ぐらいですかねあれ、3万平米ですか、それ以下はもう抑制しようというような、この10月からなっていないかと思うんですけど、これ県の都市計画になるんかも分からんけど、段々そういうことを言われると、郊外のところは、将来、夢が持てないということになるので、そこのところを、ちょっとよろしく御配慮をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（初瀬会長） どうぞ。

○岸本企画財政部長 今のは「郊外でのインフラ整備の抑制など」、まあここがちょっと引っ掛るがと、こういうことですね。

それはそうですね。

それからいきますとですね、考え方はですね、これ「将来の都市構造」というところで、これちょっと「未定稿」ということになっただけですけど、これ前に、ちょっと私申しあげたかも分かりませんが、都市の中にやっぱり核となるところは、やっぱり核となるところがあると、南部・西部・東部にもですね、やっぱり核となるところがあるわけなんですよね。あるんですよ。その核を中心にですね、盛り上げていかないと、というようになところをですね、もう少しこう分かるようにせんかったらいかん、ということだろうと思います。それは、高松市としましてですね、32万ベースであったって同じなんです、合併して42万人になりました。そしたらそこのところの周りは、それはそれでいいんですよという考えは、絶対持っておりません。いかにその周りと調和できるように、都市構造なり、それから土地の利用を規制していく、この土地の利用を規制していくというのは、これはやっぱりやむをえないところはあります。ということは、なんぼでも田んぼが潰れたらいいという話ではないということは御理解ください。そして今、現に核としてあるところを、そこをどう残していくかということだろうと思いますので、それにつき

まして、どういうことを考えたら、どういう表現にしたらいいのか、それを十分考えたいと思います。ですから今回は素案で出しておりますので、通常ですと原案で出すわけなんですけど、原案で出すということはほぼ固まった状態で出します。これ素案という状態を出しているのは、皆さんにいろいろ御意見をいただきたいという趣旨ですので、まあそれから言いますと、都市構造イメージを、これを見て、この文章だけ読んだら、まあおっしゃることは良く分かりますので、考えていきたいと思います。

○辻委員 考え方として、やっぱりこれは本当にお示しいただいたら、気持ち、ころ、まあ方向性もいろいろ分かるんです。理解しやすいんです。だけれども都市機能の拡散が、まあ確かに拡散したらいかんと言葉では言えるんですけどね、やっぱりまだインフラができていないところについては、これはやっぱりやっていただきたいと思います。

○岸本企画財政部長 先ほども申しましたように、一切しないんだということは考えておりませんので、よろしくをお願いします。

○議長（初瀬会長） はい、それでは他にどなたか。

はい、植松委員。

○植松委員 植松です。

よろしくをお願いします。

南部総合支所化については、私も言いたいこととか、お聞きしたいことがあるんですけども、先ほど御返事をいただきましたので、それはまた次の機会にいたしまして、この基本構想ですか、これにつきまして、最後の方の「南部地域のまちづくり」ということでちょっとお聞きしたいと思います。

「南部地域のまちづくりの方向」ということで、55ページです。ここに書いておりますけれども、この中に殆どの項目というんですか、我々が、昨年要望等を出さしていただいたんですが、殆んどまあ入っておるようにも感じます。

それから全体的に見ましてですね、綺麗なことを全部書いてくれとんですけど、すべて「推進、整備いたします。」とか、「します。」とかいう言葉が殆どでございまして、私としましては、いつも全回といいますか、審議会ではいつも申しておるんですが、この具体的なですね、何年度とか何期目とか、そういう形ですね、ある程度具体的に、具体的に言いますと平成何年度ぐらいからこの事業は入って行きますとか、この事業は平成何年度までに終わらせますとか、そういう具体的な表現をしてほしいんです。実際、これ文章を見ますと、全部してくれたらこれ万々歳なんです。我々としてはね。だけど、これどう考え

たって全部が全部というのは、無理だろうと思うし、香川町の我々としましては、特色あるスポーツ施設、それから三木綾川バイパスですか、それとか地籍調査等につきましては、相当要望を出しておるんですけども、具体的にどういうふうに進んでいくのか、お話ししてもさっぱり的確なお答えが帰ってこないし、今日のこの審議会の前に要望書について検討するというので、今日、勉強会の日を決めたんですが、その前にこういうのが出てきたんでお話ししてるんですけど、こういうことに対してですね、そういう具体的な、工程的な表現というのは取って貰えんのですかね。

そここのところをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（初瀬会長） はい、どうぞ。

○秋山企画課長補佐 企画課秋山でございます。

こちらのまちづくりの、「地区別まちづくり」の計画にお示ししておりますのは、あくまで総合計画の部分、基本構想に附随している部分としてお示ししておりますので、基本的には施策レベルで、一部完全に確定している部分については、事業の部分もお示しはしておりますが、基本的には施策部分でございます。じゃあ具体的にそれを実施するということはどこでお示しするのか、こういった総合計画の基本構想ですとか、地区別のまちづくり、そして建設計画に基づく実際に具体的な事業は、どこでお示していくかと申しますと、先ほども申しあげましたように、まちづくり戦略計画というのを今策定中でございます。これは、実施計画ということで、建設計画に係る事業も、このまちづくり戦略計画の中で全部とらえていくと、お示していくということにいたしておりますので、今回この後に、勉強会ということで実施されるということなんですが、そのための、そのまちづくり戦略計画の中に、いわゆるこの地区の御要望ですとか、そういったものを反映していくために、前回の地域審議会で、要望の取りまとめの方を御依頼させていただきました。今回この作業を進めていただきまして、そして、その出していただいた分をもとに、まちづくり戦略計画の方で、具体的な事業としてお示していくというのが、まあラインだと思います。ただ、植松委員さんがおっしゃられましたように、たとえば三木綾川バイパスですとか、南部総合支所ですとか、事業によりましては、それぞれいろんな問題がございます。それはもう個別にこれまで何回も、地域審議会の中でも御質問をいただく中で、いろいろ議論等もさせていただいております。そういった問題も含めて、まあそのあたりを解決した上での実施計画というのは、当然であろうかなと思います。

今のところは、具体的な事業として挙がるか挙がらないかというのは、取りまとめの最

中なので分かりませんが、ちなみに、今回のまちづくり戦略計画につきましては、3年間の計画を取りまとめているということになっております。それから総合計画の年度が、建設計画の年度とぴったり合わせてございますので、そういった中で、まちづくり戦略計画の中で、建設計画に係るいろんな事業についてもお示ししていくということで考えてございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（初瀬会長） 今のことにつきまして、これを具体化して行くということは、今度、地域審議会の方で一つずつ検討していくと、それを本庁の方からも具体的に、年度別にお示しいただくというふうに私は解釈をしようとさせていただきますけれども、そのようなことでよろしいでしょうかね。

はい、どうぞ。

○岸本企画財政部長 先ほど申しましたように、まちづくり戦略計画というのを作ると、それが総合計画の実施計画ですと、その実施計画を作るに当たって各地域審議会の御意見、これをお伺いしたいというのがこの後ある勉強会だと、その中で出てきた分についてどれだけ盛り込めるか、またどういうふうに書いていくか、というようなことが今年の後半の仕事になっていくと、基本構想はまだできていないんだけど、そこは平行して行かないと、構想ができたからそこから実施計画というのではできないということで、そういうスケジュールになっておるということでございます。

○議長（初瀬会長） 植松委員よろしいですか。

はい、どうぞ。

○植松委員 分かったような、分からんような話なんですけど、ちょっとおかしいと思う、おかしいというかちょっと疑問に思っているのは、同じ最後の方の56ページの県の事業でね、椀川ダムとそれから県道三木綾川線と両方書いていますけれども、椀川の場合は、「整備を促進します。」ということで、市がどんどんとやるという意味に取れると思うんですけど、建設計画にある県道三木綾川線バイパスについては、「県に働きかけます。」という言葉なんですよね。だから、これが合併に伴った建設計画で香川町と高松市が、今は同じ高松市ですが、協議した事業で、昨年11月か12月だったか忘れたんですが、地域審議会でも、県とどういう協議をして、どういうふうに進んでいるか説明をしてほしいと、高松市と県とどういう話に進んでおるのか、知らしてほしいということを1回言うたことがあるんですけど、それも全然、未だに答えが返ってきておりません。だから、これ文章

に書いてくれるのは良いんだけど、実際、具体的にどうなっていくのか、前回も言いましたように、香川町として、三木綾川バイパスそれから運動公園等はもう3本の指に入る、3大プロジェクト的な考え方で、建設計画を立てていると思うんですけど、それが全然前向きに進んでいないという状況なので、ここの文面なんですけれど、「促進します。」というのと「働きかけます。」は同じ県の事業なんですけど、そこらの違いについて、私はちょっとおかしいと違うのかなあというふうに判断しとんですけど、ちょっとそここのところの御説明をお願いします。

○議長（初瀬会長） この三木綾川バイパスについては、このたびの市議会で、都市整備部長さんの方から何か御答弁があつとんとちがいますか。その御答弁が分かれば、それを引用していただけたらとこのように思うんですが……。

はい、どうぞ。

○岸本企画財政部長 まず椋川ダムとの関係ですけど、「椋川ダムの整備を促進します。」ということですから、「県、がんばってやってくださいよ。」というて、促がしているということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

それと県道三木綾川線につきまして、「県に働きかけたけど、どうやったんや。」ということですけども、この議会では、「今はまだ県とは具体的な打合せはできていない」と、県の方が交通量調査ですか、それを今やっているところであって、それを踏まえた県と市との打合せというのは、まだできていないということは答弁いたしました。それについて、この当審議会の方に、どういう形で伝わっているかというのは、ちょっと失念しているんですが、まあ私といたしましたら、この南部の運動センターですか、運動公園、それと三木綾川バイパス、このあたりが、常に地域審議会の方で議題になるとすればですね、その度に、今こういう状態ですよというのは、報告していくのは筋かなというような気もいたします。今後、どのような体制が取れるかというのは考えて参りますが、そういうようなことも考慮していきたいということでお願いいたします。

○議長（初瀬会長） 御厩委員さん。

○御厩委員 御厩です。

話は元に戻りまして、ちょっとしつこいようですが、佐藤委員さんの意見に関連いたしまして、南部では、私どもの地域審議会、また合併協議会の時代から、総合支所の問題で要望はたくさん出しておったんですが、ちなみに東部とか西部の方からは、同じようなことの見解は出ておりませんか。どうでしょうか。旧国分寺地区とか、庵治・牟礼

地区から、そういった核になるような支所という意見は出てないでしょうか。

○岸本企画財政部長 ちょっと正確には記憶しておりませんが、同じような支所機能といえますか、それをどうにかしてくれ、というような御意見は伺っていると思います。

○御厩委員 今この基本構想、高松市新総合計画を立てる上で、この支所の扱い、支所をどうするかを横に置いておいて、この計画を立てるということでは、いかんと思うんです。総合計画を立てるときに、支所が、どういった支所が、まあたとえば、できるできんは別にいたしまして、総合支所化したらどうなるか、この地区はどうなるか、どうやっていくか、そういったことを合わせて、総合支所の問題も真剣に取り組んで、それで結果は、できないならできないではないかとも分かりませんが、これだけ長い間要望をしてきたわけですので、この総合計画を立てる上で、南部地区・西部地区・東部地区の支所をどうするかということを実際に検討していただいて、総合計画を出していただきたいんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○岸本企画財政部長 総合計画というのは、先ほども申しましたけれども、施策をどうしていく、どのような考え方で、まちづくりを進めていくということが主になります。

今のお話は、そしたら人員体制をどうするんだ、組織体制をどうするんだ、ということになるかと思えます。したがって、その個々についてですね、この総合計画の中で打ち出していくということにはならない、ということは御理解いただいたらと思います。

○御厩委員 まあそれと別個にせないかんのは、別個にせないかんのも良いんですけども、時期的にですね、やっぱりそれをどうするかというのは、討議する、論議していただくのを早く進めていただきたい。今のままでいきますと、心配されますのは、やっぱりもう段々、佐藤委員さんからも話がありましたように、どんどんと支所は縮小されていって、まあ極端な言い方をすれば、「ATM一台置いておれば良いじゃないか」というような形になりかねない心配を我々住民はしておるわけですので。そういったことで、その一緒にできないという理由があるのであればそれも結構ですが、この総合支所化が可能か、不可能か、メリットはどうか、デメリットはどうか、予算はどうか、そういったことを真剣にね、早めにね、支所内部、市役所内部、また議会等でも相談いただいて、検討いただきたいと思いますが、その方向はどうでしょうか。

○議長（初瀬会長） どうぞ、部長さん。

○岸本企画財政部長 支所機能のあり方についてということは、実は19年度に庁内と申しますか、関係部局の中で検討する、ということにはなっております。まあ早い時期に何

らかの方向性を出していきたい、というふうには思っております。まあそうしないと間に合わない、というようなお話もありましたけれども、そのあたりは、スケジュール上は、一応は想定しておるということを御理解いただいたらと思います。

○御厩委員 是非よろしく願いいたします。

○議長（初瀬会長） それでは時間もあまりありませんので、私の方からちょっと二、三、これあくまでも素案ということでございますので、ちょっと読んで気になるところを御指摘させていただきますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

まず1ページでございますけれども、中段のところに「一方、本市は、平成17年9月26日の塩江町、平成18年1月10日の牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町との合併により、」云々とあって、その後、「今後、これらをいかしたまちづくりが求められています。」というふうな記述がある「これら」でございますけれども、もちろん市の方では、この「これら」は、「地域資源を有する」という「これら」を指しておると思うのでございますが、取りようによっては、合併した町の6町のことを「これら」というふうに取りかかれないとこのように思いますので、ここの字句「今後、こうした資源をいかしたまちづくり」というふうにするのが、まあ適切ではないかなとこのように思います。

「これら」は、まあ呼び捨てしとると合併町を……。

6町を呼び捨てされたが、というような誤解も招きかねないということでもありますので、よろしく願いをいたします。

その次でございますけれども、37ページの2番目「快適で人にやさしい都市交通の形成」の中に、もう時間がないので早めに申しあげますけれども、「高齢者や障害者など交通弱者に対する移動手段の確保」の記述があっても良いのではないかなと、このように思います。これからますますこういう交通弱者が増えますので、「公共交通の利便性の向上を図ります。」というところにですね、まあ「交通弱者に対する移動手段の確保に努力する。」というふうな記述があっても良いのではないかなと、それとまた、今香川町でもコミュニティバス等利用促進協議会という委員会が発足して、この19日にもこの会をして、ますます便利に伴うコミュニティバスやシャトルバスの運行を考えておりますけれども、「現在運行中のコミュニティバス、シャトルバスの益々の利便性を図る。」というようなことも、入れれば入れていただけたらと、このように思っております。

それと最後でございますけれども、55ページの4番目の「まちづくりの方向」の項目でございますけれども、一番最後の、この56ページに先ほども読んでおられました「建

設計画に基づいて推進します。」とこうありますけれども、建設計画の中には「安全で安心して生活できるまちづくり」を掲げておりますけれども、私ども南部地区の香川町・塩江町では、御承知のように平成16年度に大変な災害を被っておるわけでございまして、山間部を持っております香川町・塩江町では、この「まちづくりの方向」の(サ)のところにでもですね、「自然災害防止の取り組み」というような記述をしていただいても良いのではないかなどこのように思っております。ここに一項目加えていただきましてですね、そのような記述があっても良いのではないかなどというように思います。

それで、これはちょっと別ですけれども、佐藤委員さんが先ほど観光の面で、合併町の、たとえば塩江温泉とか、国分寺の旧跡とかが入ったらんというようなことで申されていましたが、誠にそのとおりでございまして、もう観光というのは宮崎県の例を見ても分かりますように、宮崎県は、私が知っとる範囲では、昭和30年度には九州では一番の観光地のメッカで、それで新婚旅行なんかもほとんどあの地に行っただけなんですけれども、今は交通の整備が遅れて、交通機関がちょっと他と比べて劣るというようなことで、非常に観光地として寂れておるわけでございまして、あの知事さんが、あれだけ努力されて観光資源の活用・創造をされていると、これはまあ本当に一例で、まあそればかりが良いとは限りませんが、金を入れずに観光を振興しようと、まあこれからの観光の振興ということは、その都市の活性化ということで、非常に大事な部門かとも思いますので、まあ香川県におきましても、知事と県と市と連携してですね、まあ金を使わずに、今まである既存の観光資源の活用、また観光資源の創造等をして、活性化をするというようなことを十分にお含みいただきたいと思います。

以上でございます。

時間がございませんので、御返事は結構でございます。

他に何かございませんか。 はい、谷委員さん。

○谷委員 谷でございます。

ただいま、この新総合計画、また基本構想といった非常に立派な計画と構想が練られているということは、大変ありがたいことだと思っております。

先ほどから、転々と問題には出ておりますけれども、こういった形のものを取り進めていく上においては、経済の問題がここに出てくるのではないかと、経済構想についてどうというようなお考えを持っとるか、それに基づいて、この構想が成立していくのではないかと、というふうに痛切に感じるわけなんです。ですからその地域の経済問題、これらについて

ですね、今後どのような対策を練っていくか、それに基づいた構想で、これだけのことをやるのにどれだけの経費が掛かるのか、これのバランスというのを取れているんでしょうか。その点についてちょっとお聞きしたいと思いますが。無ければ、これほどの構想計画は、出さないようにしていただきたいと思います。

○議長（初瀬会長） はい、どうぞ。

○岸本企画財政部長 大変厳しい御意見でございまして……。

よく言われるのがですね、総合計画なり、その計画を作った時に、その財源の裏付けがあるんかと、ということをよく言われます。財源の裏付けということになりますと、いろんな計画をしていくときに、こういう財源でこれだけをしてということろまでは、実は計算をしております。はっきり申しまして計算はしてございません。先ほどもちょっと行革の計画が出て参りましたが、今想定されている事業でやっていくと、まあ70億ぐらい削っていくとどうしようもないと、というのが実感として持っております。そういう努力をすることによって、新たな事業も芽が出てくるのではないかと、こういう感覚でございまして。それがどこまでできるかということになりますと、これは先ほど来からありますけれども、まちづくり戦略計画ということで、まあ3年くらい先までは何とか見通していること、こういうようなことでございますので、これから27年までの間に、こういうことで考えていきたいという計画をお示ししていると、ということでございます。きっちりとした財源なり、財政的な裏付けを持った計画ということにはなっておりません。まあそれは御理解いただいたらと思います。

○議長（初瀬会長） 他にございませんでしょうか。

はい、松野委員さん。

○松野委員 松野です。

高松市の総合計画なんですけど、政策があって、施策があって、たとえば大まかに一部分を取ったら、「基本的人権を尊重する社会の確立」これが政策であって、施策としては「人権を大切に作る社会づくり」、「平和を大切に作る社会づくり」というふうに項目だけが挙げられたような状態で、政策自身は、これさっきおっしゃったように、全部やってくれたら言うことないというのはそのとおりなんですけど、このままの状態であれば、政治家の演説と一緒に、喋りっ放しで終わるようなものと一緒なんですよね、施策についても項目を挙げるとはよく分かるんです。一例で言えば、学校教育の充実であれば、内容的に何をしていただけなのか、教員を増やすとか、学校教育環境の整備であれば、教室の冷暖房完

備とかいうような、何か決まった構想というのがあると思うんですよね、いついつからやりますというのを、先ほど植松委員がおっしゃってたんと一緒に、いつからやりますというそこまでの明記はしなくて結構ですから、この施策について、一つでも良いですから、一例としてこういうことを考えてますというのをもう少し詳しく明記したものがほしいと思います。

ちょっと勉強不足なんで、その辺をよろしくお願いします。

○議長（初瀬会長） はい、どうぞ。

○秋山企画課長補佐 企画課秋山でございます。

今の御質問にお答えをする前に、一つちょっとお断りをしておかなければならないことがございます。今回御説明しておりますのは、実は基本構想、総合計画の中の基本構想部分を御説明しております。実はこの基本構想については、こうこうこう言うものだという、こういうものであるという法律の解釈がございまして、その中の一つに、いわゆる具体的な事業項目については記載しないことと説明されております。そうしたことから、今おっしゃられました「まちづくりの目標」のところの施策体系にございますように、これ施策までしか入れてございません。ただ私どもの方ではですね、この施策の下にですね、基本事業というのがございます。これは施策をもう少し具体化したもの、そしてその基本事業の下に具体的な、じゃあ具体的に一体何をするのかというのを定めた事業がございます。そうした部分ではですね、先ほどから申しあげおります実施計画でございます「まちづくり戦略計画」の部分で具体的にお示しするということとしてございます。ですから基本構想部分では、記載はこれ以上細かくはできないという、そういった法律の解釈がございまして、今回は、その基本構想の御説明ということなんですが、実施計画の部分では、じゃあその目的を達成するために、具体的に何をやるかというところについて、具体的に述べていくということになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（初瀬会長） 他にございませんか。

〔発言なし〕

#### **会議次第4 その他**

○議長（初瀬会長） それでは時間もございますので、次に、会議次第4の「その他」であります、せつかくの機会でございますので、何かございましたら御発言をお願いいたします。

〔発言なし〕

### 会議次第5 閉会

○議長（初瀬会長） 発言がないようでしたら、これをもちまして、「平成19年度第1回高松市香川地区地域審議会臨時会議」を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後 3時09分 閉会

---

会議録署名委員

委員

二 川 幹 生

委員

長 尾 光 喜